

基本取引契約書

本契約は 年 月 日に KOA Electronics (H.K.) LTD. (所在地 Unit 2315, Metropolis Tower, 10 Metropolis Drive, Hung Hom., Kowloon, Hong Kong) (以下「売主」と称する)と

(以下「買主」と称する) の間で締結された。

売主は本製品(以下に定義する)の販売を行い、買主は本製品を売主から購入するものとする。
これを約因として、本契約で定められる相互の義務につき、両当事者は以下の通り合意する。

第1条 定義

本契約の目的のため、以下の用語は各々下記の意味を有するものとする：

1. 「製品」とは、売主が買主のため製造・販売するあらゆる種類の製品を意味する。
2. 「仕様書」とは、本製品が本契約に基づき準拠すべき機械・電気関係他の要件記載、およびそれに関連する修正・改訂を意味する。仕様書は売主により発行されるが、両当事者による合意を条件に変更しうるものとする。

第2条 総則

1. 本契約期間中に、買主は随時必要に応じその裁量で本製品を売主に発注する権利を有するものとする。
2. 売主がその裁量により確認・受諾されるまで、売買契約は拘束力を有しない。
3. 本契約の関連条項は、両当事者の間で締結される各売買契約に適用されるものとする。
4. 貨物が香港特別行政区内の指定場所(倉庫)に到着したときに、本製品の所有権は売主から買主へ移転するものとする。
5. 売主は、売主が合理的に制御できない事由による本製品の出荷遅延または出荷不履行に対し責任を負わない。

第3条 取引条件

1. 売主と買主間の価格、支払および他条件(取消ウインドウ、リスケジュールのウインドウなど)は、双方熟考の上決定され、各売買契約において別途確認されるものとする。
2. 価格・支払条件を含む条件の変更が生じた場合、両当事者は前もって書面により同意するものとする。

第4条 保証

1. 売主は、本製品が売主により発行される仕様書・カタログに準拠することを保証する。仕様書・カタログの記載を越える部分には保証が及ばないものとする。売主は、商品性・目的適合性などの黙示的保証を含め、本項目以外の保証を、明示・黙示を問わず一切しない。
2. 製品が仕様書に適合しないことが判明する場合、買主は売主に対し出荷後90日以内に当該製品の書面によるクレームを提出することができる。
3. そのクレームが売主の責による不完全な原材料・技量その他の理由によると証明される場合、買主の要請により、売主は他の製品で不具合商品を交換するものとする。
4. 売主は、いかなる状況であれ、間接的・派生的に生じる損害に責任を負わないものとする。
5. 売主は、買主またはその購入者が仕様書・カタログで規定されている通常の取扱い手続きに従わないことによる製品またはその一部の瑕疵につき責任を負わないものとする。
6. 買主は、本製品が厳格に仕様書の目的に従い使用されるよう本製品の購入者に適切な指示を与えるものとする。
7. 売主の事前承認を得ることなく、買主は本製品の仕様書または本製品の使用目的を改訂・修正・変更しな

いものとする。

8. 売主は、その裁量で仕様変更の権利を有する。その変更は、前もって買主に書面通知されるものとする。
9. 不具合製品に纏わる損害拡大を最小限にする為、売主は本製品の原材料供給をカバーするトレーサビリティの態勢を構築する。買主においても、その生産においてトレーサビリティの態勢を構築し、本製品の各ロット番号又は他のトラッキング情報を確保するものとする。

第5条 有効性

1. 本契約は本契約締結日から3年間有効であり、一方当事者が12か月の事前書面通知により最初の3年経過時もしくは各延長期間経過時に本契約を解除しない限り、継続的に12ヶ月間づつ自動的に更新される。
2. 一方当事者は、以下のいずれかに該当する場合、本契約を解除する権利を有する:
 - (a) 相手方において本契約に基づく義務の不履行が発生し、不履行のない当事者からの書面通知受領後30日以内にその不履行を是正しないとき
 - (b) 相手方によって破産、解散、清算、債務免除または会社組織変更への申立てがなされるか、相手方に対してなされるとき
 - (c) 延滞税回収のための資産強制執行、公的競売、保全措置・処分の手続きが、相手方に対して講じられたとき
 - (d) 受託者の財産保全面理人が、相手方の資産のいずれかに関し指名されるとき
 - (e) 相手方が、一般の債権者のために一括譲渡をするとき
 - (f) 相手方が、i) 請求書への支払不履行、ii) 相手方に対する支払命令への不遵守、を含め支払不能に陥るとき
 - (g) 相手方の事業全体または重要部分が、裁判所命令等によって第三者に移譲されるとき
 - (h) 相手方が、その他の債務者救済手続を自主的か強制的に利用するとき
 - (i) 相手方が、理由の如何を問わず事業を中断するとき
 - (j) 政府または政府事業体が、相手方の資産または株式資本の、または、当該資産または株式資本の貸し方部分の全部または実質的に全部を公用徴収・収用するとき

第6条 不可抗力

直接または間接的に天災、政令・規制、戦争、戦争状態、革命、ストライキ、火災および洪水を含む不可抗力の原因のために、いずれの当事者もいかなる形態でも本契約の全部または一部の不履行または履行遅滞に対し責任を負わないものとする。

第7条 守秘義務

1. 「秘密情報」とは、本契約または売買契約に関連して一方当事者から相手方に開示される情報のうち、有形もしくはインターネットを利用した情報提供を含む電子通信を介して開示される場合には、開示当事者によって「極秘」「機密」もしくは同様の表示がなされた情報であり、また、口頭もしくは視覚的に開示される場合には、開示に先立って秘密指定される情報で、かつ、開示後20営業日以内に受領当事者に対し「極秘」「機密」もしくは同様の表示がなされた書面による要約形式をもって伝達される情報をいう。秘密情報にはそのコピーや抜粋ならびに器具、モジュール、サンプル、プロトタイプおよびこれらの部品を含む。
 - 1.1 いずれの当事者も、本契約および売買契約の実施・履行(「本件目的」)以外のいかなる目的でも、相手方の秘密情報を使用してはならない。
 - 1.2 秘密情報の写しについては、本件目的のために合理的に必要な場合に限って作製するとともに、「極秘」「機密」あるいは同様の表示がなされなければならない。
2. 第7条第1項に規定する守秘義務は、以下の情報には適用されない。
 - 2.1. 開示当事者から受領するまでに、受領当事者が守秘義務を負うことなく保有していた情報。
 - 2.2. 開示時点で既に公有財産である情報、あるいは受領当事者が本契約に違反することなくその後公

知となる情報、またあるいは守秘義務を負っていない第三者から受領当事者が合法的に入手する情報。

2.3. いずれの秘密情報とも無関係にあるいは本第7条第2項に記載する例外規定に基づいて、受領当事者あるいは受領当事者の子会社により開発された情報。

2.4. 管轄権を持つ政府・規制当局もしくは裁判所の決定あるいは強制力のある法律により開示が義務づけられている情報。

2.5. 開示当事者の書面による承諾により発表が許可される情報。

3. いずれの当事者も、従業員としての作為不作為により無許可配布が生じた場合は、かかる作為不作為が自身の作為不作為であったかのように責任を負わなければならない。
4. 本契約が解除あるいは終了した場合は、受領当事者は、開示当事者の秘密情報の使用を中止しなければならない。本契約の解除後90日以内に、開示当事者は受領当事者に対して、開示当事者から受け取っている全ての機密情報および電子的あるいは記録媒体に保存されている全ての秘密情報ならびにそれらの写しを、受領当事者の判断により返却または破棄するよう、書面で要求できる。受領当事者は、開示当事者から要請を受け取った後30営業日以内に開示当事者に対して書面で、本件秘密情報ならびにその写しを前記のごとく破棄あるいは返却したことを確認しなければならない。
5. 第7条に基づく権利および義務については、本契約の解除後も5年間、存続する。

第8条 輸出管理規制

本契約に従って納入される製品については全て、売主は、関連するあらゆる輸出規制、関税、また外国貿易規則(「外国貿易規則」)を遵守するとともに、買主あるいは売主以外の関係者が関連する外国貿易規則に従って輸出承認を申請する必要がある場合を除き、あらゆる必要な輸出承認を取得しなければならない。

第9条 紛争解決

本契約に関する問題は売主と買主の間で基本的に友好的に解決される。ただし、本契約に起因または関連して、両当事者間で起こりうる紛争、論争または意見の相違は、香港特別行政区の商業仲裁機関によって仲裁により最終的に解決されるものとする。

第10条 準拠法条項

本契約は香港法に準拠し同法に従い解釈されるものとする。

第11条 最終性条項

本契約は両当事者間のすべての合意事項であり、目的事項に関する両当事者間の書面・口頭による以前の合意に優先する。本契約の変更は両当事者の署名により書面でなされない限り、拘束力がないものとする。

第12条 契約譲渡制限

本契約またはその一部は、相手方の事前の書面合意がなければ、譲渡できないものとする。そのような同意なしになされた譲渡は無効とする。

第13条 権利放棄条項

いずれの当事者が相手方による本契約規定の履行請求をしなかったり、遅延があったとしても、その当事者が書面で明示的に放棄をしない限り、それは相手方に対し、その後その規定の履行請求する権利になんら悪影響なきものとする。いずれか一方が相手方による本契約の規定違反に対し権利行使しなかったからといって、その後の同じ規定の違反に対し行使する権利を放棄したとはみなされない。

第14条 可分条項

本契約のいずれかの規定が無効または履行強制不可能とされたときは、無効または履行強制不可能とされた

規定が当事者のいずれか一方にとり重要かつ不可欠な場合を除き、本契約の残りの規定または部分は、その有効性または履行強制可能性は影響を受けないものとする。

以上、この契約の締結を証するため、正当に権限が与えられた両当事者の代表者が署名の上、各1通ずつ保有するものとする。

日付:

(売主): KOA Electronics (HK) LTD.,

(買主)

総経理

以上